

## 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

### 1 貸付場所及び面積（設置台数）

資料1「自動販売機最低貸付料及び参考売上実績」及び貸付場所配置図のとおり。

### 2 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（更新なし）。

### 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置者の遵守事項

#### (1) デザイン（外観色を含む）

誰にでも使いやすいように工夫され、配慮したユニバーサルデザインとする。

#### (2) 環境対策

##### ア 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及びピークカット並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

##### イ 低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等を冷媒として採用した機種とする。ただし、カップ式自動販売機、紙パック自動販売機については、いわゆる「代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）」を認める。

#### (3) キャッシュレス決済への対応

各種感染症対策及び利便性向上の観点から、交通系ICカード、スマートフォン、電子マネー等の決済が可能なものを設置するよう努める。

#### (3) 安全対策

##### ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）を遵守した措置を講じるものとする。

##### イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係機関等への届出、検査が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

##### ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣

の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

#### (4) 使用済み容器の回収

##### ア 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置する。なお、設置に係る費用は、設置者の負担とする。

##### イ 回収ボックスの規格

###### (ア) 素材

プラスチック製や金属製など、中長期の使用に適した耐久性をもつ素材とする。

###### (イ) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積とする。

###### (ウ) その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は、紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するか、そのための仕掛けがあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図る。また、屋外に設置する場合は極力、風等によるごみの散乱防止処置を行うこと。

ウ 使用済み容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うようにすること。なお、回収は施設の開館時間帯のみとし、閉館日・閉館時間帯における作業は原則として認めない。

##### エ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令を遵守するほか、不法投棄やマイクロプラスチックによる海洋汚染等の問題に留意し、適切に処理する。

#### (5) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及びつり銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

イ 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

ウ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

#### (6) 自動販売機の仕様

ア 災害時に、電源の供給が断たれた場合であっても自販機内の飲料品を提供できる

機能とする。

イ 「Wi-Fi機能」は、公衆無線LAN（Wi-Fi）対応型とし、通信に必要な機器は原則として自動販売機若しくは、空き容器回収箱の上部に収納するものとし、設置者が責任を持って、Wi-Fi機器の設置（関連配線工事等を含む）及び保守メンテナンス等の維持管理業務を行うものとする。また、機器の設置及び維持管理に係る一切の経費は設置者が負担するものとする。

公衆無線LANへの接続時間については設置者の任意とするが、災害時等については、無償・無制限で公衆無線LAN環境を開放するものとする。

機器に不具合が発生した場合に問合せができるよう、コールセンター等の連絡先を自動販売機に表示するものとする。

ウ 紙カップ式自動販売機は、蓋の有無を購入者が選択できるようにすること。

#### 4 販売商品の種類

##### (1) 種類

原則として、缶、ペットボトルとし、アルコール飲料を除く5種類以上の清涼飲料水とする。ただし、資料1「自動販売機最低貸付料及び参考売上実績」の仕様に指定がある場合は、そちらに準ずる。

また、同一施設に複数の自動販売機を設置する場合には、種類が重複しないように工夫すること。

##### (2) 価格

標準小売価格以下とすること。

#### 5 貸付料

##### (1) 建物の場合

年額の貸付料は、価格提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数額を切り捨てるものとする。）とする。

##### (2) 土地の場合

年額の賃貸借料は、価格提案書に記載された金額をそのまま賃貸借料とする。

#### 6 売上手数料

徴収しない。

#### 7 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。ただし、電気料金については、市が負担する。

#### 8 貸付場所の返還

契約解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して和光市の確認を受け

なければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

和光市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

(1) 和光市の責に帰することが明らかな場合を除き、和光市はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。